

# 人材紹介取引契約書

人材紹介サービス利用申込者(以下「申込者」という)と株式会社 KOKORO(以下「KOKORO」という)とは、申込者からの依頼に基づき KOKORO が申込者に行う人材の紹介に関して以下のとおり基本契約を締結する。

## 第1条【目的】

申込者は、KOKORO に対し、申込者の必要とする人材の紹介を依頼し、KOKORO は必要とする人材を申込者に紹介するものとする。

## 第2条【紹介手数料】

- 1 申込者は、KOKORO が紹介した人材(以下「求職者」という)を採用し、入社(入職)に至った場合、人材紹介の対価として雇用形態及び職種に応じた紹介手数料を KOKORO に支払うものとする。紹介手数料は、別紙(裏面)の算定基準にしたがって決定し、KOKORO 所定の申込書に明示するものとする。
- 2 紹介手数料の算定基準については、以下の定めに従うものとする。
  - ① 雇用形態のうち常勤とは、雇用時の契約において週 32 時間以上勤務することが予定されている求職者とする。非常勤とは雇用時の契約において週 32 時間未満勤務することが予定されている求職者とする。常勤、非常勤の区別は雇用期間にかかわらずなものとする。
  - ② 紹介手数料の算定の基準となる「想定年収」とは、月例給与(諸手当含む)及び賞与の 1 年分とし、雇用契約時において予定された額によるものとする。ただし以下の定めに従うものとする。
    - 1) 残業代や歩合給、成績給などはあらかじめ算定できる範囲で月例給与に加える。
    - 2) 賞与については、給与計算対象期間を全期間勤務したものととして 1 年間に支給されるべき総額とし、入社(入職)の時期等に応じ日割計算等の対象となる場合であっても、かかる 1 年分の満額を算入するものとする。また、雇用契約時においてかかる賞与の総額の全部または一部が特定されない場合、KOKORO は、申込者から前年度の申込者における賞与の支給実績の開示を受け、当該支給実績から見込まれる賞与の金額を合理的に算出するものとし、当該金額をもって想定年収に含める賞与の金額とする。
    - 3) 試用期間中の雇用条件その他入社初年度のみの適用される雇用条件(以下「入社初年度雇用条件」という)があるときは、入社初年度雇用条件適用されなかった場合に 1 年間」に支給されるべき総額に基づき算出するものとする。
  - ③ 雇用時の契約において非常勤として採用しても、あらかじめ常勤になる時期が確定している場合、常勤の紹介手数料がかかるものとする。
  - ③ 求職者の入社後 1 ヶ月以内に求職者の就業形態に変更が生じた場合は、紹介手数料は変更後の就業形態に応じて変更されるものとし、求職者の就業形態の変更が 1 ヶ月経過以降に生じた場合は、紹介手数料は変更されないものとする。紹介手数料が変更された場合、申込者及び KOKORO は変更前の紹介手数料を精算するものとする。かかる場合、申込者は求職者の就業形態変更後の申込書をあらかじめ KOKORO に提出しなければならない。
- 3 申込者は、本契約の有効期間中であるか否かを問わず、KOKORO の紹介により求職者の採用面接が実施された日から 1 年以内に当該求職者を採用した場合には KOKORO からの紹介があったものとみなし、KOKORO に対し、紹介手数料を支払うものとする。
- 4 申込者は紹介手数料を、申込書に定める期日までに KOKORO の指定する口座に振り込むものとする。振込手数料は、申込者の負担とする。
- 5 申込者が KOKORO に支払うべき金額が支払期日までに支払われなかったときは、KOKORO は申込者に対し、支払期日の翌日から支払完了日までの日数に応じ、支払遅延額に対し年 14%の割合で計算した額を遅延損害金として請求することができる。

## 第3条【返金制度】

- 1 求職者が退社(退職)または解雇(法令に則った正当な解雇に限る)されるに至った場合、入社(入職)日から最終出勤日までの期間に応じて、返金を行うものとする。返金の算定基準は別紙(裏面)に記載のとおりとする。
- 2 申込者が前項の返金を求める際には、求職者の最終出勤日の翌日から起算して 20 日以内に、KOKORO 所定の退社連絡書を、求職者の最終出勤日が確認できる書面(写しでも可)とともに KOKORO の所定の方法により提出するものとする。申込者の帰責に基づき同期限内に KOKORO に退社連絡書が到着しなかった場合は、前項にかかわらず KOKORO は申込者に紹介手数料を返金しない。
- 3 返金期限は求職者の最終出勤日の属する月の翌月末日とし、KOKORO は申込者の指定する口座に振り込むものとする。振込手数料は KOKORO の負担とする。
- 4 求職者が、申込者の提示した採用条件と実際の労働条件が異なるため退社(退職)に至った場合、その他申込者の責めに帰すべき事由により退社(退職)に至った場合、本条第 1 項にかかわらず紹介手数料は返金しない。なお、当該退社(退職)が申込者による紹介手数料の支払い前であっても、申込者の紹介手数料支払い債務は消滅しないものとする。

## 第4条【求職者の就業辞退】

KOKORO は紹介による雇用契約の成立を保証するものではなく、求職者が入職(入社)辞退した場合でも、申込者に対し一切責任を負わず、かつ、補償も行わないものとする。

## 第5条【情報の守秘義務】

申込者及び KOKORO は、本業務の遂行に関して得られた申込者の会社(法人・施設)に関する情報及び求職者(採用に至らなかった者を含む)に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩しないものとし、相互に守秘義務を負うものとする。

## 第6条【求職者の情報の提供】

KOKORO が人材紹介の実施にあたって申込者に提供する求職者に関する情報は、KOKORO が求職者から提供を受けた情報を現状有姿にて提供するものであり、KOKORO はかかる情報の正確性または網羅性を保証するものではない。また、KOKORO は、申込者の採用の判断に影響を及ぼす可能性のある求職者に関する情報を取得した場合においても、当該情報が求職者の機微情報に該当する等の場合には、これを申込者に開示しないことがあるものとする。申込者は採用の判断にあたり必要な求職者に関する情報については最終的に自己の責任で確認し、自己の責任で求職者を採用するものとし、KOKORO は情報の提供の有無または提供された情報の正確性、網羅性等に関して、一切責任を負わずかつ、補償も行わないものとする。

## 第7条【通知義務】

申込者は求職者の採用を決定した場合、また、採用を決定した求職者が入社(入職)した場合には、それぞれ KOKORO に対し、直ちに KOKORO が指定する事項を KOKORO の指定する書面または電磁的方法によって通知するものとする。

## 第8条【著作物等使用許諾】

- 1 申込者は KOKORO に対して、本契約の期間中、申込者が提供する企業ロゴ・写真・画像・文章等各種データにかかわる著作物(以下「著作物等」という)を KOKORO が運営するサイトにおける申込者の求人等の情報掲載のために使用することにつき、無償で許諾する。ただし、申込者と KOKORO の間で別段の合意をした場合はそれに従うものとする。
- 2 申込者は、KOKORO に提供した著作物等が第三者の著作権やその他の権利を侵害しないことを保証し、当該著作物等により権利侵害などの問題が生じ、その結果として

KOKORO または第三者に対して損害を与えた場合は、一切の責任を負う。

- 3 本条第1項の許諾の範囲内において KOKORO が著作物等を使用した結果、第三者が著作物等の転載・複製・改変その他著作物等にかかる権利を侵害する何らかの行為をした場合においても、KOKORO は一切責任を負わず、かつ、補償も行わないものとする。

#### 第9条【検索連動広告】

KOKORO は、KOKORO の広告のために、インターネットの検索結果において広告リンクを表示するサービス(リスティング広告を含む。以下「検索連動広告」という)を利用できるものとし、申込者の広告が掲載された対象サイト(申込者の広告が掲載されたページに限らず、トップページやその他のページとなる場合がある)を対象広告(広告リンク先)とし、申込者の名称の全部または一部をその検索キーワードに利用して広告出稿できるものとする。なお、検索連動広告の利用の有無及び利用する際のキーワードの設定、広告出稿の内容等については KOKORO の裁量で決定できるものとする。

#### 第10条【求職者の再雇用】

求職者が退社(退職)後6ヶ月以内に申込者が求職者を再雇用した場合には、雇用が継続していたとみなし、申込者は第3条の返金の適用を受けていた場合には、当該額を直ちに再度 KOKORO に支払うものとする。

#### 第11条【有効期間、内容変更及び存続条項】

- 1 本契約の有効期間は、契約締結の日より1年間とする。ただし期間満了の1ヶ月前までに、申込者・KOKORO いずれからも書面による契約終了の意思表示がない限り期間満了の翌日から1年間延長されるものとし、その後も同様とする。本契約の内容変更については申込者・KOKORO 双方の合意を要するものとする。
- 2 本契約終了後も、第2条第4項、第4条、第5条、第6条、第8条第2項及び第3項、第10条、本条第2項及び第3項、第12条第3項並びに第13条はなお有効に存続するものとする。
- 3 本契約終了後も、本契約が終了するまでに発生した債務の支払義務はなお有効に存続するものとする。

#### 第12条【解除等】

- 1 申込者または KOKORO に次の各号の一つに該当する事由が生じたときは、相手方は何ら催告を要せず直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。
- 1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事項が是正されないとき
- 2) 相手方に重大な損害または危害を及ぼしたとき
- 3) 監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき
- 4) 自己の財産について、差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行、滞納処分等の公権力の処分を受けたとき
- 5) 破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立があったとき
- 6) 災害その他やむを得ない事由により、契約の履行が困難と認められるとき
- 7) 暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)」であること、もしくはあったことが判明したとき
- 8) 自己の関係会社または自己若しくは自己の関係会社の役員若しくは従業員に、反社会的勢力が含まれることが判明したとき
- 9) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または業務妨害行為などの行為をしたとき
- 2 前項各号の一つに該当する事由が生じたときは、当該当事者は相手方に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失するものとする。
- 3 申込者および KOKORO は、本条第1項により本契約を解除した当事者が、解除を理由とする損害賠償責任を一切負わないことを確認する。

#### 第13条【準拠法及び管轄裁判所】

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関し訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所もしくは東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第14条【その他】

本契約に定めのない事項に問題が生じた場合、または取引条件を変更する場合は、申込者・KOKORO 誠意を持って協議のうえ、決定するものとする。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し申込者・KOKORO 記名押印の上、各1通保有する。

令和 年 月 日

(申込者)

住所

会社名

代表者

(KOKORO)

〒299-0111 千葉県市原市姉崎9-9-6 番地1

株式会社 KOKORO

代表取締役 藤本嘉人

別紙（Ver.3） 算定基準

求人受理時の事務費用 1,000 円 手数料負担は求人者とします。

■紹介手数料

| 職種        | 紹介手数料                   |                         |
|-----------|-------------------------|-------------------------|
|           | 雇用形態：常勤                 | 雇用形態：非常勤                |
| 正看護師・准看護師 | 想定年収の 20%（最低金額 20 万円以上） | 想定年収の 20%（最低金額 20 万円以上） |
| ケアマネージャー  | 想定年収の 20%（最低金額 20 万円以上） | 想定年収の 20%（最低金額 20 万円以上） |
| 相談員       | 想定年収の 20%（最低金額 20 万円以上） | 想定年収の 20%（最低金額 20 万円以上） |
| PT・OT・ST  | 想定年収の 20%（最低金額 20 万円以上） | 想定年収の 20%（最低金額 20 万円以上） |
| 臨床検査技師    | 想定年収の 20%（最低金額 20 万円以上） | 想定年収の 20%（最低金額 20 万円以上） |
| 診療放射線技師   | 想定年収の 20%（最低金額 20 万円以上） | 想定年収の 20%（最低金額 20 万円以上） |
| 臨床工学技士    | 想定年収の 20%（最低金額 20 万円以上） | 想定年収の 20%（最低金額 20 万円以上） |
| 栄養士・管理栄養士 | 想定年収の 20%（最低金額 20 万円以上） | 想定年収の 20%（最低金額 20 万円以上） |
| 幼稚園教諭・保育士 | 想定年収の 20%（最低金額 20 万円以上） | 想定年収の 20%（最低金額 20 万円以上） |
| 介護職       | 想定年収の 20%（最低金額 20 万円以上） | 想定年収の 20%（最低金額 20 万円以上） |
| サービス提供責任者 | 想定年収の 20%（最低金額 20 万円以上） | 想定年収の 20%（最低金額 20 万円以上） |

\* ケアマネージャー（介護支援専門員）は実務研修受講試験合格者を含むものとします。

\* 消費税は別途加算させていただきます。

■返金率

|        |            |
|--------|------------|
| 1 ヶ月以内 | 報酬の 80%を返金 |
| 2 ヶ月以内 | 報酬の 50%を返金 |
| 3 か月以内 | 報酬の 20%を返金 |